

社会福祉法人恵仁会

・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代の育成に関わる職員が、仕事と子育てを両立させることができるなど、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を遺憾なく発揮し、充実した生活を送ることができるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：配偶者が出産した時の、「特別有給休暇」制度の周知や、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和6年4月1日～ 新人職員への周知。
- ・令和6年4月1日～ 対象職員等へ適時な情報提供の実施。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知や、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和6年4月1日～ 定例の会議や委員会で各部署の責任者へ周知する
- ・令和6年4月1日～ 対象職員等へ適時な情報提供の実施。

(2) その他次世代育成支援対策

目標3：子供を含め、交通弱者を交通事故から守るため、従業員の交通安全運転教育を充実する。

<対策>

- ・令和6年4月1日～ 業務用車両を運転している従業員の安全運転教育を充実する。
- ・令和6年4月1日～ 月に2回以上、朝礼等で安全運転を呼びかける